

議 会 だ よ り

令和5年第4回定例会

庁舎整備等に関する調査特別委員会設置

令和5年第4回定例会は、12月6日招集され、13日までの8日間の会期で開催しました。

今期の定例会では、5名の議員が町政等について一般質問をおこないました。

なお、議決された案件の概要及び審議結果は次のとおりです。

- ・多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間を免除

⑥ 吉野町手数料条例の一部改正 【可決】

戸籍法の一部改正により、戸籍・除籍記録事項証明書等の広域交付手数料の規定を追加並びにコンビニ等の多機能端末機で住民票写し、印鑑証明の発行を行う際の手数料をいずれも1通につき200円とするための条例改正

⑦ 吉野町立認定こども園条例の一部改正 【可決】

令和6年4月1日から町立こども園を、幼保連携型認定こども園の「よしのこども園」に一園化するための条例改正

⑧ 吉野町立学校設置条例の一部改正 【可決】

令和6年4月1日から町立こども園を、幼保連携型認定こども園の「よしのこども園」に一園化するための条例改正

(2) 予 算 《3件》

⑨ 令和5年度一般会計補正予算(第11号) 【可決】

- ・補正規模 5,743万3千円
- ・予算総額 63億9,758万円
- ・債務負担行為 追加 老人福祉センター指定管理委託期間を、令和6年度から令和10年度までの5年間で定める
- ・地方債 追加「緊急自然災害防止対策」330万円
限度額の変更「上水道安全対策」270万円増額し3,320万円に変更
- ・歳入 ▶子どものための教育・保育給付費負担金(131万2千円)、▶社会保障・税番号制度システム整備費補助金(799万7千円)、▶施設型給付費等負担金(48万1千円)、▶町営住宅改修基金繰入金(200万5千円)、▶財政調整基金繰入金(3,965万8千円)、▶町債(600万円)
- ・歳出 ▶戸籍及び住民基本台帳システムの氏名振り仮名記載対応に伴うシステム改修委託料(831万6千円)、▶介護保険特別会計繰出金(52万8千円)、▶年度途中入園児の管外保育委託料(283万2千円)、▶新型コロナウイルスワクチン接種事業過

(1) 条 例 《8件》

① 吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正 【可決】

印鑑登録証明書申請の際の提示物を従来の印鑑登録カードに加えマイナンバーカードでも可能とすること、マイナンバーカードの電子証明書に加え、スマートフォンに搭載した電子証明書でも多機能端末機による印鑑登録証明書の申請を可能とする印鑑登録証明書交付に係る規定を整備するための条例改正

② 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正 【可決】

町職員の不祥事を受け、町政運営の責任者としての責任を重く受け止め、自戒による措置として減給を行うこととするための条例改正

- ・町長・教育長の給与月額を3か月間10%減額
- ・副町長の給与月額を2か月間10%減額

③ 吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 【可決】

国家公務員の給与改正に準じ、一般職職員の給与を国家公務員の給与に準じたものとするための条例改正

- ・若年層を中心とした給料月額の引上げ
- ・期末・勤勉手当の支給月数を改める

④ 吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 【可決】

国家公務員の給与改定に準じ、本町一般職職員の給料表を改めることから、会計年度任用職員の給料表を一般職職員の給料表に準じたものとするための条例改正

⑤ 吉野町国民健康保険税条例の一部改正 【可決】

国民健康保険法の一部改正により、被保険者の産前産後期間における国民健康保険税が免除される制度が創設され、令和6年1月1日より施行されることに伴い、出産予定の被保険者の産前産後期間における所得割額と均等割額を免除するための条例改正

- ・出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間を免除

(3) 指定管理 《1件》

- ⑫ 吉野町老人福祉センター及び吉野町老人福祉センター付設ゲートボール場に係る指定管理者の指定 【可決】
- ・ 指定管理者
社会福祉法人 吉野町社会福祉協議会
(吉野町大字丹治)
 - ・ 代表者 会長 中井 章太
 - ・ 期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)

(4) 発議 《1件》

- ⑬ 庁舎整備等に関する調査特別委員会の設置【可決】
- 本町の「行政サービスの変革」や「新庁舎整備」に関する事項は、町民の関心も高く、特に重要な案件であり、町行政全般にわたる総合的な施策に関するものである。町議会においても、これまで協議を重ねてきたが、今後も多岐にわたる諸事項を調査及び審査する必要があるため特別委員会を設置し、設置期間を調査終了までとする。

(5) その他 《2件》

- ◆ 常任委員会の閉会中の所管事務調査 【可決】
- ◆ 議員派遣 【可決】

▼ 年度分国庫補助金及び国庫負担金の返還金(2,681万2千円)、▶ 水道事業特別会計繰出金(270万円)、▶ 河原屋町営住宅借地料(200万5千円)、▶ 中央公民館電気代不足による増額(126万円)、▶ 運動公園施設電気代不足による増額(250万円)、▶ 職員の人事異動等に伴う職員給与費(1,050万円)

- ⑩ 令和5年度介護保険特別会計補正予算(第2号) 【可決】
- ・ 補正規模 52万8千円
 - ・ 予算総額 13億2,343万8千円
 - ・ 歳入 ▶ 繰入金(52万8千円)
 - ・ 歳出 ▶ 介護保険第9期制度改正システム改修委託料(52万8千円)

- ⑪ 令和5年度水道事業特別会計補正予算(第1号) 【可決】
- ・ 収益的支出 53万円
▶ 給与改定に伴う職員給与費(53万円)
 - ・ 資本的収入 270万円
▶ 橋屋地区配水管布設替工事費(270万円)

一目でわかる審議結果 【○=賛成 ●=反対 ー=欠席 △=棄権】

種 別	議員名 議案名又は内容	議決結果	藤本昌義	辻内正誠	下中一平	山本義史	上滝義平	中西利彦	西澤巧平	野木康司
(1) 条例	① 吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正	可決	全	会	一	致				議長は裁決に加わりません
	② 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正	可決	全	会	一	致				
	③ 吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正	可決	全	会	一	致				
	④ 吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正	可決	全	会	一	致				
	⑤ 吉野町国民健康保険税条例の一部改正	可決	全	会	一	致				
	⑥ 吉野町手数料条例の一部改正	可決	全	会	一	致				
	⑦ 吉野町立認定こども園条例の一部改正	可決	全	会	一	致				
	⑧ 吉野町立学校設置条例の一部改正	可決	全	会	一	致				
(2) 予算	⑨ 令和5年度一般会計補正予算(第11号)	可決	全	会	一	致				
	⑩ 令和5年度介護保険特別会計補正予算(第2号)	可決	全	会	一	致				
	⑪ 令和5年度水道事業特別会計補正予算(第1号)	可決	全	会	一	致				
(3) 指定管理	⑫ 吉野町老人福祉センター及び吉野町老人福祉センター付設ゲートボール場に係る指定管理者の指定	可決	全	会	一	致				
(4) 発議	⑬ 庁舎整備等に関する調査特別委員会の設置	可決	全	会	一	致				

一般質問

議員の日常の活動と町民の声や自身の考え方をもとに、町長や教育長などへ方針を問うものです。次のとおり5名の議員が町政について質問しました。



辻内 正誠

9月の職員の不祥事に関する対応について

Q 組織に属する者が、何らかの罪を犯してしまった際、その組織に潜在的にある問題を検証し、そこに至った真の原因を探り、その原因に対する対応が必要であるとする。今回の件に関してその対応が皆無と思われるので、町の考えを伺う。

A 町としてもコンプライアンス研修やハラスメント研修など職場風土に関わる研修に取り組み、内部統制を推進していく。その他の具体的な対策としては、人材育成方針を見直し、メンター制度の導入や初任者研修の充実など、新規採用職員のサポートに努め、全職員に対しては人事調書やアンケートを実施するなど、意見や思いを述べる機会を提供していく。

他の質問 ●吉野町における児童虐待対応について



下中 一平

新庁舎設置のスケジュールについて

Q 9月議会で新庁舎整備検討審議会を設置すると説明を受けたが、審議会の頻度、スケジュール、また出された答申を理事者側が受けてからのスケジュール等を伺う。

A 月1回程度、計6回を予定している。令和6年5月中には答申をいただく予定だが、審議会での調査・検討において期間が延長される場合もある。審議会の審議内容は会議録を作成し、ホームページ等で公開される。答申を受けた後については答申内容を精査し、6月の定例会において報告、審議をお願いする予定。

他の質問 ●町有財産（不動産）の現況と活用について



上滝 義平

デマンドバスの運行について（第2回目）

Q 令和4年4月から運行を開始した予約型乗合（デマンド）バスについて、五條市や東吉野村からは有償であるが、直接南奈良総合医療センターまで運行していると聞いている。9月議会で一般質問した以降の取り組みの状況について伺う。

A 大淀町公共交通協議会の担当課とは、再三、協議を行っているが、令和2年度に大淀町にスマイルバスの乗り入れの協議が調わなかった理由と状況が変わっていないことから南奈良総合医療センターまでの運行を認めることは難しいという回答であった。今後も、南奈良総合医療センターまでの運行が可能となるよう関係団体と協議し、デマンド型交通の更なる利便性向上に取り組む。



藤本 昌義

地域防災の取り組みについて（自身の命を守るために）

Q 最近の災害は甚大な被害をもたらすため、地域住民の防災意識を高め、災害に強い町づくりが必要と考える。そこで、防災に対して町の取り組みで避難所指定、防災マニュアル、防災訓練や研修、地域の防災士育成支援等について伺う。

A 甚大な被害をもたらす自然災害から身を守るため、地域防災力の向上が求められている。防災対策には、地域のことを一番ご存じの地域住民の方々がみんなで地域防災について考えることが一番の近道であるとする。町としても最新の防災情報などを提供し、地域の皆様と一緒に考えるために防災学習会や勉強会等に積極的に参加する。

一般質問



西澤 巧平

吉野町における空き家 対策事業について

Q

吉野町が平成27年度から現在まで空き家関連事業に支払った委託料は他市町村と比較しても非常に高額であり、また運営体制等も不適切と思われるが、今後の空き家対策事業に対しての町の考えを伺う。

A

空き家対策については、現行の体制では、今後増加する空き家に対して対応しきれない状況になると考えられるため、体制の見直しを考えている。令和6年度からは空き家バンクを町主体の体制に見直し、町と地域の連携強化を図ることで、空き家の掘り起こしを促進する。また、移住希望者の情報を共有することで、戦略的かつスムーズな受入体制を構築していく。

下水道をご利用の皆様へお願い

下水道ができたからといって、何でも流していいということではありません。下水道は、吉野川をはじめとする河川的环境保全や皆様の生活環境をより良くするための大切な財産です。下水道に汚水を流すときは、一人ひとりが十分に注意をして、大切に正しく使用しないと故障の原因となって、設備の寿命を縮めることになります。下水道の使用については、次の点にご注意ください。

台所では、野菜くずや残飯を流さない

生ごみは、配水管が詰まるもとです。水切りをして、ごみ収集日に出しましょう。

水洗トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さない

トイレットペーパー以外の紙、生理用品、異物などを流すと、下水道管が詰まるもとです。

下水道供用開始区域内の皆さんは
一日でも早く下水道に接続しましょう



紙オムツは流さないで！

てんぷら油やサラダ油の廃油を流さない

お料理のあとの油は配水管に流すと管の内側に付いて固まって下水が流れなくなる恐れがあります。

宅地内の排水設備の管理は皆さんでお願いします

快適な生活をするための水洗化ですが、使用上の注意を怠ると故障したり、設備の寿命を縮めたりします。修理に多額の費用がかかる場合がありますので、故障しないよう日常の管理を行ってください。

下水道の使用に関する相談・お問い合わせ先 暮らし環境整備課 TEL(32)8175